

教科書採択の改善に関する関連資料集

採択地区の概況

■ 採択地区数：553地区（政令指定都市は除く）

- 複数の市町村で採択地区を構成している（共同採択）地区：316地区（約6割）
- 1地区平均：2.1市郡
- 1市町村からなる採択地区数：237地区
（1市：223地区、1町：12地区、1村：2地区）

■ 政令指定都市の採択地区数：32地区

- 1市を1地区としている政令指定都市：17市（全20市中）

※平成24年度採択時点

※政令指定都市は、市内の区の区域を単位として採択地区を設定できるため、別集計としている

■ 構成市郡数別の採択地区数（推移）

		1市郡	2市郡	3市郡	4市郡	5市郡	6市郡	7市郡	8市郡	9市郡	10市郡以上	合計
採択地区数	H24採択	273	131	66	37	18	14	5	6	1	2	553
	H17採択	247	135	71	36	18	15	9	4	3	2	540
	H13採択	197	127	59	45	28	16	13	2	5	7	499
全採択地区に占める割合	H24採択	49.5%	23.6%	11.9%	6.7%	3.2%	2.5%	0.9%	1.1%	0.2%	0.4%	100%
	H17採択	45.7%	25.0%	13.1%	6.7%	3.3%	2.8%	1.7%	0.7%	0.6%	0.4%	100%
	H13採択	39.5%	25.5%	11.8%	9.0%	5.6%	3.2%	2.6%	0.4%	1.0%	1.4%	100%

共同採択地区における採択地区協議会規約の整備状況等①

1. 採択地区協議会を置いている採択地区数 : 318地区(100%)
採択地区協議会規約を定めている採択地区数 : 318地区(100%)

2. 採択地区協議会の規約等における明記事項

	該当地区数	割合
①協議会の位置づけ・趣旨・目的	318	100.0%
②協議会の構成員	318	100.0%
③選定(答申)する図書の方法	235	73.9%
④調査員等の調査研究組織の設置	293	92.1%
⑤調査研究(推薦など)の方法	188	59.1%

3. 協議が調わない場合の再協議の方法の決め方について

	該当地区数	割合
①採択地区協議会の規約等に明記	32	10.1%
②規約等に明記はしていないが、採択地区協議会の協議前に決定	95	29.9%
③どちらも行っていない	191	60.1%

※平成23年度採択時点、文部科学省調べ

4. 協議が調わない場合の再協議方法についての決め方の例

(1) 再協議に関する規約等の内容の例

- 県教委の指導助言等を受ける。〔6地区〕
- 手続き上のルールを第1回協議会で明確化する。〔6地区〕
- 再協議可能な日程を設定すること。〔3地区〕
- 再協議は、各教育委員会が採択した教科書をもとに協議する。〔2地区〕
- 再協議における議決が可否同数の場合は、議長が決する。〔2地区〕

(2) 協議が整わない場合の対応について、採択地区協議会の協議前に決定した事項の例

- 県教委の指導助言を受ける。〔11地区〕
- 再協議の上、協議会長が決定。〔6地区〕
- 教育長・委員長等で協議する。〔3地区〕

※平成23年度採択時点、文部科学省調べ

5. 採択地区協議会の答申に沿って教科書を一本化するのに難航した過去の事例 : 5件

うち採択地区協議会等により再度協議を重ね、採択期限までに教科書を一本化した例 : 4件

うち採択期限までに教科書を一本化できなかった例 : 1件

※平成13~23年度、文部科学省調べ

採択地区協議会等の委員の構成

		総人数	内訳						
			保護者	校長	教諭 (校長を除く)	教育委員 (教委教育長を除く)	教委教育長	教委職員 (教委教育長を除く)	その他
都道府県の教科用図書選定審議会の委員数	(人)	880	91	198	133	53	89	154	162
	(%)		10.3%	22.5%	15.1%	6.0%	10.1%	17.5%	18.4%
都道府県の教科用図書選定審議会の調査員数	(人)	3,397	0	97	2,705	0	0	569	26
	(%)		0.0%	2.9%	79.6%	0.0%	0.0%	16.8%	0.8%
採択地区の採択地区協議会の委員数	(人)	3,794	559	324	220	880	1,417	292	102
	(%)	(318地区)	14.7%	8.5%	5.8%	23.2%	37.3%	7.7%	2.7%
採択地区の選定委員会の委員数	(人)	4,936	749	1,338	1,523	248	191	582	305
	(%)	(351地区)	15.2%	27.1%	30.9%	5.0%	3.9%	11.8%	6.2%
採択地区の調査員数	(人)	25,308	326	2,825	21,296	112	33	545	171
	(%)	(567地区)	1.3%	11.2%	84.1%	0.4%	0.1%	2.2%	0.7%

※平成23年度採択時点、文部科学省調べ

「郡」の行政単位としての性質の変化

■ 構成市町村別の郡の数（推移）

	構成町村数											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10以上	計
1970年(昭和45年※)	65	82	81	87	63	49	47	36	25	13	24	572
構成比率	11%	14%	14%	15%	11%	9%	8%	6%	4%	2%	4%	
構成比率(累積)	11%	26%	40%	55%	66%	75%	83%	89%	94%	96%	100%	
1992年(平成4年※)	77	85	89	85	58	45	40	39	21	12	19	570
構成比率	14%	15%	16%	15%	10%	8%	7%	7%	4%	2%	3%	
構成比率(累積)	14%	28%	44%	59%	69%	77%	84%	91%	95%	97%	100%	
2013年(平成25年)	163	88	64	31	11	14	7	2	2	0	4	386
構成比率	42%	23%	17%	8%	3%	4%	2%	1%	1%	0%	1%	
構成比率(累積)	42%	65%	82%	90%	92%	96%	98%	98%	99%	99%	100%	

出典：総務省標準地域コード一覧より文部科学省作成

※昭和45年は出典によりデータが集計可能な最も古い時点として、平成4年は昭和45年と平成25年の概ねの中間時点として示している

■ 人口規模別の郡の数（推移）

	～5000	～10000	～30000	～50000	～100000	～200000	～300000	合計	5万人以上の郡の割合	1万人以下の郡の割合
1985年(昭和60年※)	4	15	121	127	176	47	3	493	46%	4%
構成比率	1%	3%	25%	26%	36%	10%	1%			
構成比率(累積)	1%	4%	28%	54%	90%	99%	100%			
2010年(平成22年)	20	27	122	80	57	7	1	314	21%	15%
構成比率	6%	9%	39%	25%	18%	2%	0%			
構成比率(累積)	6%	15%	54%	79%	97%	100%	100%			

出典：国勢調査を元に文部科学省作成(北海道は支庁毎の集計であるため含まれていない)

※昭和60年は出典によりデータが集計可能な最も古い時点として示している

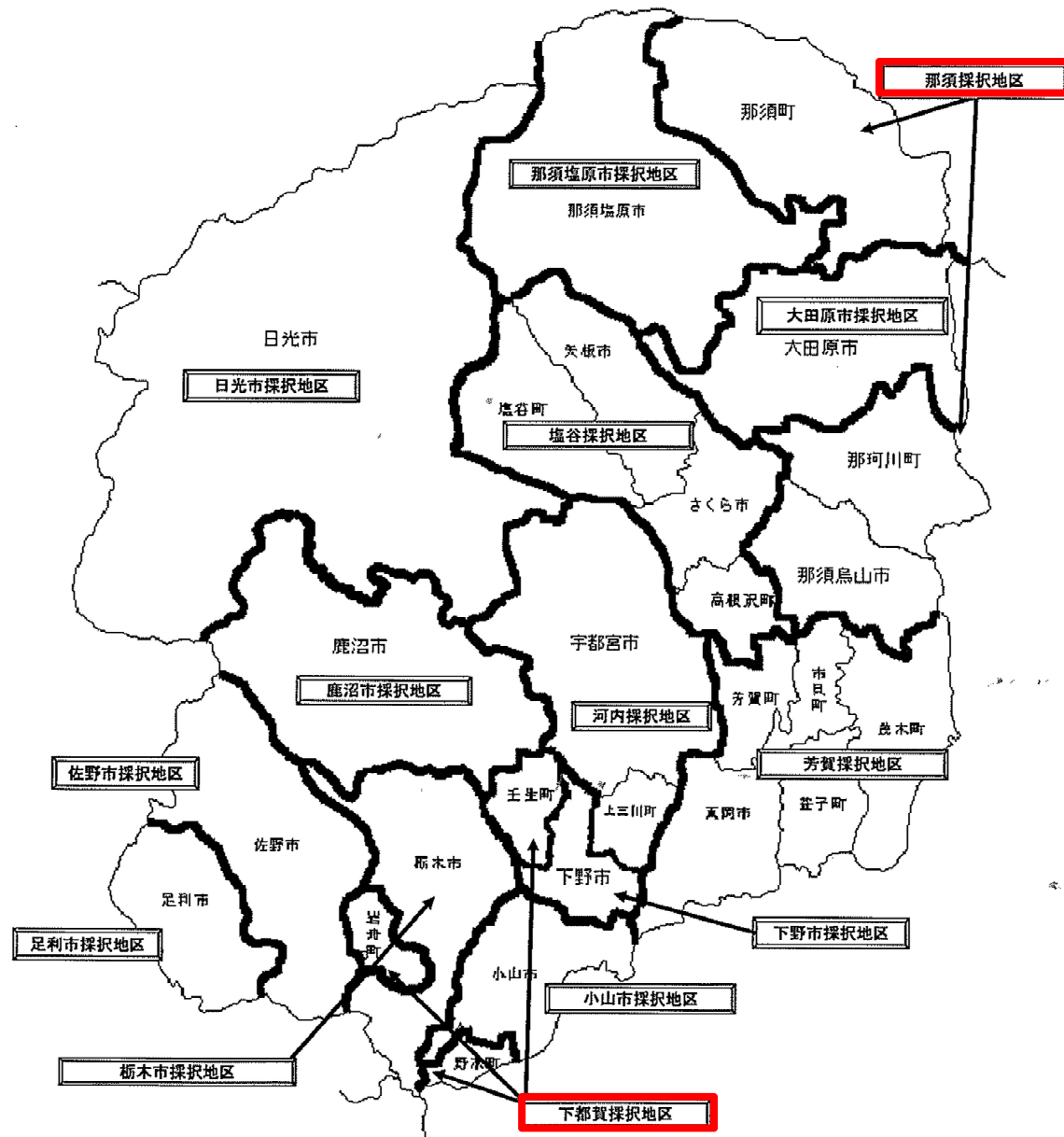
構成する郡に飛び地があるために地区内に飛び地がある採択地区一覧

都道府県	採択地区名	構成市町村
北海道	第5採択地区	美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市 空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町）、 樺戸郡（月形町、浦臼町、新十津川町）、雨竜郡（妹背牛町、秩父別町、雨竜 町、北竜町、沼田町）
青森	三戸採択地区	三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）
栃木	下都賀採択地区	下都賀郡（壬生町、岩舟町、野木町）
栃木	那須採択地区	那須烏山市 那須郡（那須町、那珂川町）
埼玉	第7採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、 入間郡（毛呂山町、越生町、三芳町）
東京	西多摩地区	西多摩郡（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）
静岡	榛原採択地区	牧之原市 榛原郡（吉田町、川根本町）
大阪	泉南郡採択地区	岬町、田尻町、熊取町
奈良	第11採択地区	磯城郡、高市郡（川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村）
広島	安芸採択地区	安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）
香川	仲多度採択地区	仲多度郡（まんのう町、琴平町、多度津町）
長崎	県北採択地区	平戸市、松浦市、北松浦郡（小値賀町、佐々町）

※離島は飛び地に含まない
 ※平成24年度採択時点、文部科学省調べ

飛び地がある採択地区(例:栃木県の採択地区)

平成23年 10月 1日現在



各採択地区における教科書採択の結果・理由等の公表状況(義務教育)

	公表	請求に応じて 公表	非公開	当該組織・資料なし
採択地区協議会委員氏名	34	242	42	264
	10.7%	76.1%	13.2%	
選定委員氏名	79	217	56	223
	22.4%	61.6%	15.9%	
調査員氏名	74	274	219	15
	13.1%	48.3%	38.6%	
採択理由	171	347	24	40
	31.5%	64.0%	4.4%	
採択結果	339	230	4	9
	59.2%	40.1%	0.7%	
調査研究資料	101	424	33	24
	18.1%	76.0%	5.9%	

※平成23年度採択時点、文部科学省調べ

各教育委員会における教科書採択の結果・理由等の公表状況(都道府県立高等学校)

	公表		請求に応じて公表		非公表・作成なし	
	都道府県数	全都道府県に占める割合	都道府県数	全都道府県に占める割合	都道府県数	全都道府県に占める割合
都道府県の作成する採択基準等資料	14	29.8%	22	46.8%	11	23.4%
都道府県の作成する各教科書の調査研究資料	4	8.5%	17	36.2%	26	55.3%
各学校の作成する選定関係資料	10	21.3%	33	70.2%	4	8.5%
採択結果	25	53.2%	19	40.4%	3	6.4%
採択理由	1	2.1%	0	0.0%	46	97.9%

※採択理由については、各学校からの選定資料とは別に資料を作成している場合のみ回答
 ※平成24年度採択についての状況、文部科学省調べ

教科書採択制度の改善に係る地方からの要望

1. 東京都教育委員会 平成26年度文教予算に関する提案要求(抜粋) 平成25年6月

- 8 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与制度の継続及び採択地区に関わる制度改正の検討(一般)
- (2)採択地区の協議の結果と当該採択地区内町村の採択が異なる場合を装置し、児童・生徒に影響が生じないよう制度の改正を検討すること。

<現状・課題>

- (2)同制度は、郡の区域及び支庁の所管区域に採択地区を設定しなければならず、採択地区内の町村の教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない旨規定している。そのため、採択地区の協議の結果と、各町村の採択が異なる場合、各町村は、町村の実情に応じた教科用図書の無償給与を受けることができず、児童・生徒に影響が生じることとなる。

<具体的要求内容>

- (2)郡の区域及び市町の所管区域で設定する採択地区において、採択地区の協議の結果と各町村の採択が異なる場合も想定し、各町村の児童・生徒に影響が生じないよう制度の改正を検討すること。

2. 全国町村会 平成26年度政府予算編成及び施策に関する要望(抜粋) 平成25年7月4日

3. 義務教育の充実改善

- (2)町村の実情に即し、義務教育諸学校の教科用図書の採択地区を、「郡の区域」から「町村の区域」に改めること。